

チャージ専用WEBサービス利用規定

飛驒信用組合

第1条 チャージ専用WEBサービスの内容

- 1 チャージ専用WEBサービス（以下「本サービス」といいます）は、契約者ご本人（以下「契約者」といいます）が占有・管理するスマートフォン・パソコン等（以下「端末機」といいます）から、契約者からの依頼に基づき、後記第4項第1号の取引を利用することができるサービスです。
- 2 本サービスを利用することができるのは、飛驒信用組合（以下「当組合」といいます）所定の利用申込書（以下「申込書」といいます）により申込みを行い、当組合から本サービス利用の承諾を受けた方とさせていただきます。
- 3 契約者は、本利用規定（以下「本規定」といいます）の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。
- 4 本サービスの内容は次の通りとします。
 - (1) サービス（取引）内容
 - ①端末機よりひだしんWEBサービスを利用して契約者のお取引科目の残高照会および、入出金明細の照会を提供するサービス（以下「照会サービス」といいます）。
 - ②スマートフォンにインストールされたさるぼぼコインアプリを利用して、預金口座からさるぼぼコインアカウントへ残高の振替手続を行うサービス（以下「口座チャージ」といいます）。
 - (2) 使用できる端末
本サービスを利用できる端末機は、当組合所定の端末機に限るものとします。
なお、端末の種類により、本サービスの対象となる取引が異なる場合があります。
 - (3) 利用対象者
本サービスは1人につき1契約とさせていただきます。
なお、すでにひだしんWEBサービスをお申込みいただいている方は、ご利用いただけません。
 - (4) 利用時間
本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。
ただし、当組合はこの利用時間を契約者に事前の通知をすることなく変更する場合があります。また、当組合の責によらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に連絡することなく利用を一時停止または中止することがあります。この場合、当組合は、契約者に対し、損害賠償等の責めを負わないものとします。

第2条 利用の申込み

- 1 本サービスの利用の申込みに際しては、当組合所定の申込書により「ログインID」その他必要な事項を当組合に届け出てください。本サービスの申込み後、当組合での手続きが完了いたしますと、本サービスは利用可能となります。
- 2 契約者は本サービスで利用する口座について、あらかじめ申込書により当組合本店または支店における契約者名義の口座（以下「サービス利用口座」といいます）およびさる

ばぼコインアカウントナンバーを届け出るものとします。

当組合は、届出内容に従い、ご契約口座として登録します。

なお、サービス利用口座として登録できる預金口座の種類は、普通預金口座（総合口座を含みます）に限ります。

- 3 本サービス申込みの際、サービス利用口座につき、申込書に押印した印影と該当口座の届出印鑑の印影を相当の注意をもって当組合が照合し、相違ないと認めて取扱った場合には、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があつたとしても、そのために生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。また、印鑑が不正利用されたことにより当組合に損害が生じた場合、当該印鑑に係る契約者は当該損害を賠償するものとします。

当組合所定の手続きにより契約者がサービス利用口座名義人本人と認めて取扱った場合も、同様とします。

- 4 本サービスによる資金の引落しは、総合口座取引規定、普通預金規定の定めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出は不要とします。
- 5 本サービスの申込内容に変更がある場合は、当組合所定の申込書を届け出てください。その場合、第3項を準用します。

第3条 口座チャージ限度額

- 1 1回あたり、および1日あたりの口座チャージ限度額は、当組合所定の金額とします。なお、当組合は契約者に事前に通知することなく、口座チャージ限度額を変更することがあります。
- 2 口座チャージ限度額が変更された場合、変更時点で既にご依頼いただいている取引のうち、未処理のものについては変更後の限度額にかかわらず実行するものとします。

第4条 本人確認

- 1 本サービスでは、取引の都度、端末機から送信された「ログインID」・「ログインパスワード」および「利用者番号」と当組合が登録した「ログインID」・「ログインパスワード」および「利用者番号」（後記第4項により利用開始後契約者が変更した場合は、そのパスワード）との一致の確認、その他当組合が定める方法により本人確認を行います。

- 2 「ログインパスワード」・「利用者番号」は重要な情報です。

契約者が「ログインパスワード」を変更する場合は、当組合所定の文字数および適切な英数字の文字列を指定し、契約者の責任において厳重に管理するものとします。また、それらの文字列の指定や管理状態については、当組合は責任を負いません。

- 3 お取引の安全性を確保するため、「ログインパスワード」は定期的に変更することをお奨めします。

なお、パスワードの有効期限は当組合所定の期間となっております。

パスワードの変更は、申込書の提出なく、サービスご利用中に契約者がひだしんWEBサービスから自由に行うことができます。

この手続きは、変更前のパスワードが一致した場合に契約者からの正式な届出として変更されます。

- 4 当組合が本規定（当組合所定事項に定める事項を含みます）に従って本人確認を行い処理を実施した場合、「ログインID」・「ログインパスワード」・「利用者番号」等について、不正使用、その他の事故があつても当組合は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なも

のとして取扱い、そのために生じた損害について当組合は責任を負いません。

「ログインID」・「ログインパスワード」・「利用者番号」等は契約者本人が厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。

- 5 本サービスの利用について届け出た「ログインパスワード」および「利用者番号」と異なる入力が続いて行われ、当組合が任意に定める回数に達した場合、当組合所定の時間利用停止（以下「ロックアウト」といいます）となります。

ロックアウトが3回連続すると本サービスの利用は全て閉鎖されます。この場合、すでに依頼済で当組合が処理していない口座チャージ依頼は有効に存続するものとします。

- 6 「ログインID」を失念した場合は、申込書にてご契約を一旦解約してから、新規にお申込みください。

また、本サービスが利用閉鎖となった場合も前記と同様に申込書にてご契約を一旦解約してから、新規にお申し込みください。

第5条 本サービスの利用依頼方法

- 1 利用依頼の方法

当組合が第4条第1項により契約者本人であることを確認した後、契約者は本サービス利用に必要な事項を当組合が指定する方法により正確に当組合宛送信するものとします。

- 2 内容の確定

当組合は、契約者からの依頼内容を契約者が依頼のために用いた端末機に表示しますので、契約者はその内容が正しい場合には、当組合の指定する方法により確認した旨送信するものとし、当組合がそれを確認したことにより、本サービスの利用依頼が確定したものとします。

- 3 内容の確認

依頼内容および処理結果については、第6条の照会サービス、普通預金通帳への記帳により、契約者の責任においてその取引内容を照合してください。

万が一、確認結果が受信できなかった場合、取引内容に不明な点がある場合は、ただちにその旨をお取引店に連絡してください。

また、依頼内容等について、契約者と当組合の間に疑義が生じた時は、当組合が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。

第6条 照会サービス

照会サービスは、契約者からひだしんWEBサービス上で行われる依頼に基づき、サービス利用口座の当組合所定の時点における残高、および当組合所定の期間内における入出金明細等の口座情報を提供するサービスです。

第7条 口座チャージ

口座チャージとは、契約者のサービス利用口座より契約者からの依頼金額を引き落とし、さるばるコインアカウントへ振替を行うことができるサービスです。

なお、口座チャージの手続きについては別途定める「預金口座チャージに関する説明」によります。

第8条 サービスの追加

本サービスに今後追加される取引または機能について、契約者は新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。

第9条 利用手数料

本サービスの利用手数料はかかりません。ただし、当組合は、利用手数料を契約者に事前に通知することなく、変更することがあります。

第10条 個人情報の取扱いについて

1 情報の保護

当組合は、次の契約者情報等を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には契約者情報等の利用を行いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用申込時に届け出た情報、および契約者より登録された利用者に関する情報、また、届け出事項の変更の定めに基づき変更された情報（以下「契約者情報」という。）
- (2) 本サービスの利用履歴、およびその他本サービスの利用に伴う種々の情報（以下「契約者取引情報」という。）

2 情報の利用範囲

当組合は、本サービス申込書に記載された事項やその他本サービスにかかる過程で知り得た情報を、当組合が契約者に対してより良い商品・サービスを提供するため、次の範囲で利用するものとします。

- (1) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認等や、本サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (2) 本サービスのお申込みの受付、および継続的なお取引における管理のため
- (3) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (4) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (5) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (6) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

3 情報の提供

当組合では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) お客様が同意されている場合
- (2) 法令等により必要と判断される場合

4 当組合は情報管理について、契約者情報および契約者取引情報を正確、最新なものにするよう適切な措置を講じることに努めるものとします。

また、契約者の情報への不当なアクセスなどが行われることを防止するため、高度なセキュリティ対策に万全を尽くします。

第11条 契約期間

本サービスの当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から1年間とし、契約期間満了日までに契約者または当組合から解約の申出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第12条 届出事項の変更等

1 当組合は契約者が当組合に届け出た住所・電話番号・メールアドレス等を用いて、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

なお、契約者に関して届出事項に変更があった場合や、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに当組合指定の方法により届け出てください。

変更の届出は当組合の変更手続きが終了した後に有効となります。

なお、この届出の前に生じた損害については、契約者がすべての責任を負うものとし、当組合は責任を負いません。

- 2 当組合が前項の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類を発送した場合には、前項の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

第 13 条 端末機の紛失・盗難等および、「ログインID」・「ログインパスワード」・「利用者番号」の漏洩等

- 1 端末機の紛失・盗難等の場合もしくは契約者の「ログインID」・「ログインパスワード」・「利用者番号」等が第三者に知られた場合、またはその恐れがある場合、契約者は当組合所定の時間内にお取引店に来店または電話により届け出てください。当組合は来店または電話の受付により、本サービスの利用を停止します。この場合、すでに依頼済で当組合が処理をしていない取引依頼は、有効に存続するものとします。なお、電話による届出については、契約者は遅滞なくお取引店に当組合所定の書面により届け出るものとします。
- 2 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当組合所定の手続（解約または新規）をお取りください。

第 14 条 免責事項

- 1 通信手段の障害等

当組合の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害等により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

- 2 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者の「ログインID」・「ログインパスワード」・「利用者番号」、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

- 3 不正使用等

当組合が第 4 条第 1 項および第 5 条第 2 項により契約者の本人確認および依頼内容の確認を適正に行った場合は、「ログインID」・「ログインパスワード」・「利用者番号」等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。また、不正使用等により当組合に損害が生じた場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。

第 15 条 海外からの利用

契約者が本サービスを海外から利用する場合は、各国の法令、事情、その他事由により、取引または機能の全部または一部を利用できない場合があります。

第 16 条 解約

- 1 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約通知は、当組合所定の書面により行うものとします。
- 2 解約の届出は当組合の解約手続きが終了した後に有効となります。ただし、本サービスによる取引で未処理のものが残っている場合は、解約の届出にかかわらず当組合は当該取引を処理するものとします。

なお、当該手続には本利用規定が適用されます。

- 3 当組合が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合に、その通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 4 サービス利用口座を移管する場合、本サービスの契約を解約後に移管手続をし、移管後の口座で新たに契約を締結してください。
- 5 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合において、当組合がこの契約を解約するときは、当組合は契約者にその旨の通知を発信することなく解約できるものとします。
 - (1) サービス利用口座が解約になったとき。
 - (2) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、もしくはその他これらに類似する法的手続の申立等があったとき。
 - (3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の住所が不明になったとき。
 - (4) 相続の開始があったとき。
 - (5) 1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき。
 - (6) 当組合に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞したとき。
 - (7) 本サービスが、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - (8) 本規定に違反するなど、当組合が本サービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

第17条 反社会的勢力に関する表明等

- 1 契約者は、自ら又はその関係者が現在、次の各号に規定する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団といいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員といいます。）
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (7) 前各号に定める者と密接な関わり（前各号に定める者がその経営を支配し又は経営に実質的に関与していると認められる関係、不当に前各号に定める者を利用していると認められる関係、資金その他の便益提供行為をしているとの認められる関係、その役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を含みますが、これらに限りません。）を有する者
 - (8) その他前各号に準じる者
- 2 契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝

- えることを含みますが、これに限りません。)をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為
- 3 当組合は、契約者が第1項の表明保証に関して虚偽の申告をなし、又は前各項の確約に違反したと判断した場合は、契約者に何らの催告なく当組合のサービス利用を停止し、本サービスを利用する資格を取り消すことができるものとします。

第18条 サービス内容・規定等の変更

- 1 本サービスの内容および本規定の内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当組合は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。
- その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は契約者が負担するものとします。
- 2 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 3 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第19条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、振込規定、カードローン規定に基づくほか、当組合が定める各規定により取扱います。

第20条 譲渡・質入れの禁止

当組合の承諾なしにこの取引に基づく契約者の権利および預金等の譲渡、質入れはできません。

第21条 準拠法・合意管轄

- 1 本契約の契約準拠法は日本法とします。
- 2 本契約に関する訴訟については、当組合の本店所在地を所管する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2020年4月1日現在